

保護者様

京都市立榎原小学校

校長 高村 朋

暴風警報・特別警報・地震に対する非常措置についてのお知らせ

平素は、本校教育にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本校では、緊急時の対応について、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の報道、また、すぐーるの配信や学校ホームページもご確認ください。

暴風警報発表時の非常措置

1. 登校前に発表された場合

(1) 『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 『暴風警報』が解除された場合については、以下の措置を取ります。

・午前 7時までに解除になった場合 … 平常授業

・午前 9時までに解除になった場合 … 3校時(10時40分)から始業

★10時10分に集合場所に集まり集団登校

・午前11時までに解除になった場合 … 5校時(13時30分【木曜含む】)から始業

★13時に集合場所に集まり集団登校 給食は、中止です。

・午前11時現在、警報発表中の場合 … 臨時休業

2. 在校中に発表された場合

下校の安全が確認できるまで、学校にとめおくこととし、その後、調査書に記載していただいているとおり対応いたしますが、

不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にとめおくことといたします。

特別警報発表時の非常措置

1. 登校前に発表された場合

(1) 『特別警報』が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合せ、自宅待機させてください。

(2) 『特別警報』が解除された場合については、以下の措置を取ります。

・午前0時までに解除になった場合 … 5校時(13時30分【木曜含む】)から始業

★13時に集合場所に集まり集団登校 給食は、中止です。

・午前0時現在、特別警報発表中の場合 … 臨時休業

(テレビ、ラジオ、インターネット、緊急メール等の災害避難情報にご注意ください。)

2. 在校中に発表された場合

全員学校で待機し、保護者の方のお迎えを待ちます。

※その際はすぐーるの配信やホームページ等で、「学校にとめおき」「外部の避難場所へ移動」「保護者への引き渡し」等の連絡をさせていただきます。

地震に対する非常措置【震度5弱以上】

1. 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。

※午前0時までに発生した場合は翌日を、午前0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業とします。

※休業日・休業日前に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確保でき、授業等を実施する場合は、すぐーるの配信及びホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

全員学校で待機し、保護者の方のお迎えを待ちます。




以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

暴風警報・特別警報・地震に対する非常措置についてのお知らせ【追加版】

新たな防災気象情報について(令和8年～)

令和8年5月29日より
気象の警報などが大きく変わりました

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

-  警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます
-  河川の氾濫の危険度の伝え方が変わりました（特別警報の新設など）
-  「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

5月28日に「暴風警報・特別警報・地震に対する非常措置についてのお知らせ」を配信させていただきましたが、令和8年5月29日より、新たな防災気象情報に基づき運用することとなり、気象警報に関する内容も一部変更となりました。

基本的な対応は、先日配信した非常措置と大きく変わりませんが、警戒レベル4が発表された場合には、桂川の河川状況や通学路の安全状況等を踏まえ、学校の判断により臨時休業とすることがあります。

また、大規模かつ長時間にわたる浸水・土砂災害・洪水等が予想され、全市規模で「避難指示」が発令されている場合、または発令の可能性がある場合には、教育委員会において市内全学校園の臨時休業等が決定されることがあります。その際の対応は、「暴風警報」が発表された場合に準じます。

災害等が発生した際には、ご家庭におかれましても気象情報をご確認のうえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。